

第5回教育委員会会議

1 日時 令和6年3月22日（金） 午後3時30分～午後5時15分

2 場所 大阪市役所本庁舎地下1階 第10共通会議室

3 出席者

多田 勝哉	教育長
森末 尚孝	教育長職務代理者
平井 正朗	教育長職務代理者
大竹 伸一	委員
赤木 登代	委員
藤巻 幸嗣	教育次長
塩屋 幸男	東住吉区担当教育次長
筋原 章博	生野区担当教育次長
福山 英利	教育監
川本 祥生	総務部長
松浦 令	政策推進担当部長
近藤 律子	学校環境整備担当部長兼生野区役所こども未来担当部長
上原 進	教務部長
大西 啓嗣	指導部長
松田 淳至	学校力支援担当部長
水口 裕輝	教育センター所長
村川 智和	総務課長
山東 昌弘	学校適正配置担当課長
笹田 愛子	学校適正配置担当課長
中條 勝統	生野区役所地域活性化課長
中野下豪紀	教職員人事担当課長
中野 泰志	教職員サービス・監察担当課長

藤堂 秀和 教職員資質向上担当課長
橋本 洋祐 教職員給与・厚生担当課長
盛岡 栄市 首席指導主事
乗京 慎二 初等・中学校教育担当課長
上田 慎一 保健体育担当課長
三嶋 賢慶 教育センター管理担当課長
高野亜矢子 こども青少年局幼稚園運営企画担当課長

伊藤 純治 教育政策課長
柳澤 成憲 教育政策課長代理
ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に平井委員を指名
- (3) 案件

議案第30号	北鶴橋小学校・鶴橋小学校 学校再編整備計画の変更について
議案第31号	大阪市教育センター規則の一部を改正する規則案
議案第32号	大阪市学校給食の実施に関する規則の一部を改正する規則案
議案第33号	大阪市立学校の職員の勤務時間、休日等に関する規則の一部を改正する規則案
議案第34号	大阪市立学校職員就業規則の一部を改正する規則案
議案第35号	教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案
議案第36号	教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案
議案第37号	大阪市立幼稚園園則の一部を改正する規則案
議案第38号	大阪市立学校管理規則の一部を改正する規則案
議案第39号	教育委員会所管の学校における指導が不適切である教員の研修に関する規則の一部を改正する規則案

議案第40号	令和6年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用者の決定について
議案第41号	職員の人事について
議案第42号	職員の人事について
議案第43号	職員の人事について
議案第44号	大阪市教育局事務局事務分掌規則の一部を改正する規則案
議案第45号	学校以外の教育機関に関する規則の一部を改正する規則案
議案第46号	職員の人事について
議案第47号	職員の人事について
報告第10号	「大阪市立中学校 学校配置の適正化の推進に向けての意見書」 について

なお、議案第41号については、会議規則第7条第1項第2号に該当することにより、議案第40号及び第42号から第47号については、会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

（４）議事要旨

議案第30号「北鶴橋小学校・鶴橋小学校 学校再編整備計画の変更について」を上程。

筋原生野区担当教育次長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、「大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則」第6条に基づき、令和4年2月に策定した北鶴橋小学校・鶴橋小学校 学校再編整備計画の変更案について審議いただくものである。

近藤学校環境整備担当部長兼生野区役所こども未来担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

「変更理由」について、この間の経過として、北鶴橋小学校と鶴橋小学校の学校配置の適正化を実施するにあたり、令和4年2月の教育委員会会議において、大阪市立学校活性化条例第16条第4項等に基づき、学校再編整備計画案を上程し、統合後の学校における児童の収容対策等のため、鶴橋小学校の一部校舎の増改築及び既存校舎の教室改修を行ったうえで、令和8年4月に統合することとして議決をいただいた。その後、令和8年度の開校に向けて、令和5年9月に一部校舎の増改築等工事の入札を行ったが、入札が成立せず、

工事請負業者が決まらない事態となった。児童の教育環境や学校運営の影響等を総合的に勘案し、可能な限り速やかに新校舎を完成させ、新しい学校を開校するため、改めて令和6年2月に入札を行った結果、令和6年3月に落札業者が決定し、新校舎については、令和8年12月に完成する見通しとなった。以上のことから、学校適正配置の実施時期を令和9年4月に変更するため、大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則第6条に基づき、北鶴橋小学校・鶴橋小学校 学校再編整備計画の変更を行うこととしたい。

3 ページは「北鶴橋小学校・鶴橋小学校 学校再編整備計画」の変更案であり、変更箇所について、変更前、変更後をお示ししている。変更後の欄に記載のとおり、学校適正配置の実施時期、学校施設の整備計画のうち、スケジュールについて変更したい。なお、児童への影響としては、特に運動場について、すでに仮設校舎の建設が完了し、また、今後も工事ヤードとして使用することから、学校では、休み時間の体育館開放や近隣のもと中学校の運動場を活用して体育の授業を行う等、工夫して児童の体力や運動量の低下を招かないように取り組んでいるところである。

筋原生野区担当教育次長からの説明要旨は次のとおりである。

北鶴橋小学校及び鶴橋小学校の学校再編整備計画については、学校活性化条例ならびに小学校の適正規模の確保に関する規則の規定に基づき、令和8年4月の再編実施に向け、「学校適正配置検討会議」で保護者・地域の方と意見交換を重ねてまいった。今回の計画変更により実施時期が遅れることに対しては、関係する保護者や地域、教職員や児童にご心配やご不安を与えることになるため、当該の「学校適正配置検討会議」などを含めて経緯を説明し、関係する皆様のご理解を賜るよう努力を尽くしたところである。とりわけ鶴橋小学校の保護者の方からは、運動場が使用できない期間が約1年延びることに対する子ども達への影響について、大変心配する声を頂戴している。生野区担当教育次長として、引き続き、保護者や地域の方、また学校現場からの意見をしっかり受け止め、教育委員会事務局各課とも連携を図り、対処してまいりたい。

説明については以上であるが、ご承認いただけたら、あらためて変更した内容を公表のうえ、保護者や地域住民の方などをメンバーとする「学校適正配置検討会議」を引き続き開催し、意見を頂戴しながら円滑な計画の実施に向けて、進めてまいる。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 令和5年9月に入札が成立しなかったとありますが、その理由は为什么呢。

【近藤学校環境整備担当部長兼生野区役所こども未来担当部長】 入札につきましては、1回目の入札の応札者が1者でありましたが、その1者の入札金額が低入札価格調査による調査基準額を下回ったため、失格となりました。

【森末委員】 わかりました。令和6年2月の入札は成立したということですが、2回目の入札はどういう状況だったのでしょうか。

【近藤学校環境整備担当部長兼生野区役所こども未来担当部長】 2回目の入札では2者の入札がございまして、基準価格内ということで落札者が決定したという状況でございます。

【赤木委員】 今のご説明で、1年延びたことで運動場が使えない期間が延びてしまったとのことですが、その対策はどのように行うのでしょうか。

【近藤学校環境整備担当部長兼生野区役所こども未来担当部長】 すでに学校では、体力の維持や向上に向けて、体育館の開放や隣接する幼稚園の園庭の開放、もと中学校の運動場を活用して2時限を通して体育の活動ができるよう授業時間の工夫をしていただいたりしています。また、限りあるスペースでも体力維持につながる活動ということで、これは学校から提案があったのですが、ダンスや体操、なわとびの活動を充実させるために、大型モニターの設置や、ジャンピングポート、その他活動に必要な備品の整備を行っていくこととしています。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第31号「大阪市教育センター規則の一部を改正する規則案」を上程。

水口教育センター所長からの説明要旨は次のとおりである。

改正の理由について、大阪市総合教育センターの開設に伴い設置条例を改正したので、その改正内容について規則の改正を行うものである。改正の内容について、条例において「教育センター」から「総合教育センター」に施設名称を改めたので、規則の名称及び第1条における表記を改める。また、条例改正において削除した、現在は行っていない児童生徒及び幼児の教育相談について削除する。施行日は、令和6年4月1日としている。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 教育相談については今まで教育センターで行っていなかったということで、規定整備とのことですが、では、どこが教育相談を担うのでしょうか。

【水口教育センター所長】 平成27年4月に児童相談所に教育相談の機能が移管しまして、今現在はこども相談センターで担っております。本来その移管の際に規定を改めるべきでしたが、できていなかったということでございます。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第32号「大阪市学校給食の実施に関する規則の一部を改正する規則案」、議案第33号「大阪市立学校の職員の勤務時間、休日等に関する規則の一部を改正する規則案」、議案第34号「大阪市立学校職員就業規則の一部を改正する規則案」、議案第35号「教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案」、議案第36号「教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案」を一括して上程。

松田学校力支援担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案第32号、「大阪市学校給食の実施に関する規則の一部を改正する規則案」については、学校給食の実施に関し必要な事項を定めるものであり、実施しない学校として新たに心和中学校を追加するものである。施行日については、令和6年4月1日としている。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案第33号について、一つ目の改正は、心和中学校開校に伴う教職員の勤務時間及び休憩時間の変更である。心和中学校では、不登校生徒を対象とした昼間部及び中学校夜間学級として併設される夜間部の開校時間が既存の市立学校と異なることから、開校に伴い、教職員の勤務時間及び休憩時間を変更する必要がある。左に記載している時間が現在の昼間、夜間の勤務時間及び休憩時間、右に記載しているのが新たに開設する心和中学校の勤務時間及び休憩時間である。議案第33号が教員及び学校事務職員が適用となる改正案であり、勤務時間及び休憩時間の設定を追加する。議案第34号が管理作業員であり、勤務時間の設定を追加する。

次に、二つ目の夏季休暇の取得期間の拡大である。人事院勧告を受け、国家公務員にお

いて、令和6年より、夏季休暇の取得可能期間が7月から9月までの3か月間から、6月から10月までの5か月間に拡大された。学校園においても、働き方改革の取組の一環として、柔軟で働きやすい環境づくりを行っていく必要があり、教職員の心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を確保するという観点から、夏季休暇の取得可能期間の変更を行う必要がある。現在、夏季休暇の取得期間は7月から9月であるが、繁忙、その他の理由により現在の取得期間に取得困難な場合に、6月から10月に拡大するものである。

次に、三つ目が字句の修正である。高齢者部分休業の文言を市長部局の表現に合わせ、「単労高齢者部分休業」とする。

次に、四つ目が教職員の私事旅行届の文言の削除である。教職員の私事旅行の届出について、現在、教職員が渡航先でのトラブルや帰国時期が遅れるなどの不測の事態に、学校運営に支障が生じないように、旅行日程や連絡先を把握することを目的として、私事旅行のため海外旅行をしようとするときは、所定の手続きによりあらかじめ校園長の承認を受けなければならないと規定している。しかし、昨今の携帯電話等の利便性の高い連絡手段が広く普及し、緊急の連絡手段が確保されるようになっていることから、学校園における働き方改革の取組の一環として、また、学校園における事務負担の軽減を図ることから、当該規定の見直しを行い、教職員の私事旅行にかかる届出をすべて廃止するものである。

続いて、議案第35号については、先ほど説明した夏季休暇の取得可能期間の拡大を臨時的任用職員に適用するもので、また、議案第36号については、同様に夏季休暇の取得可能期間の拡大を会計年度任用職員に適用するもので、こちらも同内容の文言を追加している。

施行期日は、すべて令和6年4月1日としたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 議案第32号の給食の関係について、授業時間から見れば昼食を出さないことは理解できるのですが、そこに通う父兄の経済的な状況からみて、給食を要望される方はおられないのでしょうか。

【盛岡首席指導主事】 現在のところ26名が4月に入学予定ですが、保護者からそういったご要望は出ておりません。

【赤木委員】 学校給食は出さないとのことですが、午後から他の学校と違うということもありますが、おなかが減ってくるというときに、給食ではなくても何か持ってきて食べるとか、特に心身が不安定だったら甘いものを食べるとか、そういうことは学校とし

て認めているのでしょうか。と言いますのは、大学では私も勤務して20数年になるのですが、学生の行動も変わってきて、授業中に、コロナもあって飲み物を飲むことも認めています。以前は飲み物を飲んだりするのは駄目だということだったのが、どんどん緩んできて、最近は授業が始まったとたんにパンを食べているとかということがあって、最近までやめなさいとか言っていたのですが、どうもおなかが減ったまま授業を受けるよりは、さっと食べるのは仕方ないかなと私も思ってきて、感覚が変わってきているので、子どもたちも給食の時間以外で食べるのはだめだということでは立ちいかなくなっているのではと思っていまして、時間がたったら間食の時間があるのかお伺いしたいです。

【盛岡首席指導主事】 何も食べずに来る子どもがいることも想定しておりまして、休み時間に食べてもよいということは生徒・保護者には伝えております。1時間目におなかがすいているということにつきましては、ちょっと状況を見て考えていきたいと思います。

採決の結果、委員全員異議なく、いずれも原案どおり可決。

議案第37号「大阪市立幼稚園園則の一部を改正する規則案」及び議案第38号「大阪市立学校管理規則の一部を改正する規則案」を一括して上程。

大西指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

まず、議案第37号「大阪市立幼稚園園則の一部を改正する規則案」についてご説明申しあげる。改正の趣旨及び理由と改正の内容について、待機児童対策として、大阪市立貫江田幼稚園及び大阪市立玉造幼稚園は、令和6年4月1日から、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第10項の規定による公示がされた幼稚園（以降は「幼稚園型認定こども園」と表記）に移行する。幼稚園型認定こども園については、子ども・子育て支援法第19条第2号に掲げる幼児が在籍することとなり、新たに休業日を定める必要があることから、規定を行うものである。

なお、幼稚園型認定こども園における各幼児の登園にかかる日については、別で定めるものとして規定する。

また、幼稚園型認定こども園における教育課程については、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえて編成する必要があるため、新たに規定するものである。施行期日については、令和6年4月1日である。

続いて、議案第38号「大阪市立学校管理規則の一部を改正する規則案」について、ご説明申しあげる。こちらの改正は、先ほどの議案第37号「大阪市立幼稚園園則の一部を改正する規則案」と同様に、「幼稚園型認定こども園」への移行に伴い、「大阪市立学校管理規則」において、新たに、幼稚園の休業日と教育課程の編成を定め、規定を行うものである。

採決の結果、委員全員異議なく、いずれも原案どおり可決。

議案第39号「教育委員会所管の学校における指導が不適切である教員の研修に関する規則の一部を改正する規則案」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

改正の趣旨及び理由について、本市では、平成15年12月から、支援を要する教員への対応制度を導入し、ステップアップ研修を実施している。このたび、令和4年8月の教育公務員特例法改正により、指導が不適切である教員に対して、校長の負担にも留意しながら教育委員会が積極的に関与するよう、規定が整備された。この趣旨を踏まえ、様式等の見直しを行うため、規則を一部改正したい。改正の内容について、まず、様式第6—1及び2について、指導力向上支援・判定会議委員の意見を踏まえ、判定基準及び評価項目等を見直す。次に、教育委員会へ提出を求めている書類のうち、様式第8の「指導が不適切である教員に関する調書」については、現在、教職員情報システム等により確認できることから、様式を削除する。次に、押印の廃止、その他文言の整理等を図るため規定整備を行う。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 今回の改正は令和4年8月の教育公務員特例法の改正の趣旨等を踏まえてとのことですが、その趣旨を概略で結構ですので教えてください。

【上原教務部長】 主には研修記録の作成であるとか資質向上の指導助言の規定の整備となっておりますが、具体的には今回資質向上推進室で担当しているような研修に関わりまして教育委員会がより学校現場の負担を留意しながら積極的に関与して記録も残しつつ、こういった研修を行っていくように規定が改正されましたので、我々も今使っている様式等で使いづらい部分がありますので、現状に合うように改正するものでございます。

【多田教育長】 現場の方と会話をしながら、いろいろシステムも普及しております

ので、その活用もあわせて進めていただければと思います。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第10号「『大阪市立中学校 学校配置の適正化の推進に向けての意見書』について」を上程。

近藤学校環境整備担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件については、令和5年5月の第7回教育委員会会議においてご報告申しあげていたが、大阪市学校適正配置審議会において、中学校の配置の適正化について、基本的な考え方や留意点等をご議論いただき、本日付けで教育委員会に提出いただいたものである。資料としては、2ページから5ページが意見書の概要版、6ページから19ページが意見書、20ページ以降が資料編となっている。

まず、Ⅰ「学校配置の適正化」では、小規模な学校について学校配置の適正化を進めることの必要性が確認され、これまでの取組の効果として、アンケート等では、児童生徒の教育環境改善において肯定的影響が報告されているとの認識が示されている。次に、Ⅱ「大阪市立中学校における生徒数等の推移及び現状」として、生徒数が、第1次答申が出された昭和54年当時と比較して半減する一方、学校数は微増しており、結果、全学年単学級の学校が複数存在するなど、中学校も小規模化が進んでいる状況が示されている。また、大阪市の年少人口は、約20年後には、さらに5万人減少する見通しであること、また、区や地域によって状況は異なるものの、本市においては不登校・特別支援など、個別の支援を要する生徒の在籍率が高いことや、特に日本語指導を必要とする生徒数が増加している状況が述べられている。Ⅲ「大阪市立中学校における配置の適正化」では、まず、「1 中学校の小規模化に伴う影響」として、特に中学校に特徴的な課題が挙げられている。人間関係の固定化の影響が、より深刻な課題となって表れやすい時期であること、また、重要な教育活動の一つである部活動も限定されること、さらに、教科担任制であるため、8学級を下回ると、免許外指導や兼務、非常勤講師による対応が発生する可能性があることなど、小規模化に伴い、様々な課題が生じると考えられる、と述べられている。

これらの課題を踏まえ、「2 中学校の適正規模及び配置の適正化の対象」では、まず、適正規模の学級数について、小学校は12～24学級であるところ、中学校については教科担任制等を勘案し、9学級以上24学級以下とされている。適正規模未満の8学級以下の学校

は「小規模校」となるものの、早急に適正化を進める対象としては、クラス替えができない等、特に生徒に与える影響が顕著である5学級以下の学校とし、6～8学級の学校については、教育上の課題が生じている場合は、適正化を進めるという整理が図られている。これは、1小1中の校区において、1学年2学級の場合、小学校は適正規模校、中学校は適対対象校となるといった状況が生じてしまうこと等も勘案されてのことである。

なお、昨年5月にご報告した際、大竹委員から、「1学級あたりの適切な人数とは」とのご質問をいただき、この点、審議会のワーキングでご議論いただいた。学級規模については、「教科指導の面では15～20人程度、生徒指導の面では30人～35人程度など、どこに効果を求めるかにより、適切な規模は異なるというのが、この間の定説である。様々な要素を網羅すれば、小・中ともに、30人を上限とし、20人台が望ましいというところかと思われるが、一概には言えない」とのことであった。しかしながら、20人を下回ると、グループ学習など、教育活動に影響がでることから、意見書では、1学級あたりの生徒数の下限の目安として、「20人程度」と整理されている。

次に、「3 学校配置の適正化の手法や満たすべき条件」では、手法としては、小学校と同様に、原則、「統合」又は「通学区域の変更」によるとされている。

次に、「4 学校配置の適正化の進め方について」、中学校の適正化の進め方についてご意見をいただくにあたり、この間の小学校における、条例に基づいた進め方について、事務局の分析をお示しした。具体的には、条例改正前後の取組状況の比較などを踏まえ、成果としては、「行政の責任・ルールの明確化により、取組件数増や期間短縮につながっていること」、「アンケートにより、肯定的な影響が確認できること」から、「事例が少なく十分な分析はできないが、現行の進め方は概ね有効に機能している」とする一方、課題として、

「住民の理解を得るのに時間を要していること」や、「校舎整備にかかる期間が長期化していること」などをご報告したところ、審議会からは、今後、中学校の適正化の進め方を具体的に検討していくにあたっての留意点として「小学校に関するルール等が公表されていること等を踏まえ、保護者や地域に混乱を来すことがないように」との意見が述べられている。

次に、「5 統合等への不安解消、魅力ある学校づくり」として、配慮事項等が述べられている。まず、「統合等において配慮すべき事項」では、「統合により通学距離が長くなることが想定されるため、通学にかかる負担軽減策を講じることが必要」とされている。この点については、5月にご報告した際、森末委員より、「通学区域が広くなることに伴い、

通学の負担が増えることへの配慮が必要」とのご助言をいただき、ワーキンググループにおいても、同様のご意見があり、意見書にも記載されている。また、「高校入試にかかる心理的支援や不安の払拭」、さらに、「個別の支援を要する生徒について、統合の準備段階からのきめ細やかな取組により不安の解消に努めること」、「在籍状況に地域的な偏りも見られることから、個々の生徒や地域の特性を踏まえた検討が必要」とされている。三つ目の「個別の支援を要する生徒について、統合の準備段階からのきめ細やかな取組により、本人や保護者の不安解消に努めることが必要。また、在籍状況に地域的な偏りが見られることから、個々の生徒や地域の特性を踏まえた検討が必要」については、5月にご報告した際、平井委員から、「学校により、個別に配慮を要する子どもが多いなど、状況が異なる。そういった点にも留意して、意見をもらうべき」とのご助言をいただき、ワーキング会議では、特に個別に配慮を要する子どもの状況についてデータ等をお示しし、ご議論いただき、意見としてとりまとめられている。なお、個別に支援を要する子どもへの対応については、小学校にも通じる事項であることから、適正配置の取組を進める際の視点として、改めて、区とも共有して参りたい。

次の「統合後の教育環境の更なる向上にむけた支援について」では、「教員配置についての配慮」や、「個別の支援を要する生徒の環境整備の検討」のほか、通学時間が長くなることを想定し、「帰宅時間等も考慮した部活動のあり方の検討」が挙げられている。また、こちらに記載していないが、「おわりに」では、「今後の人口推移、社会状況や学校教育を取り巻く環境の変化等を捉え、適宜、基準等を再検討されたい」とされている。

今後の進め方について、本意見書を踏まえ、事務局において、区担当教育次長会と連携し、中学校の適正配置にかかる規定整備等について検討を進めてまいりたいと考えている。検討にあたっての留意点として、先ほども申しあげたように、既に小学校に関するルール等があることも踏まえ、「保護者や地域に混乱をきたさないように」とされていることから、事務局としては、中学校についても条例化を視野に入れ、規定整備について検討し、令和6年度開催の総合教育会議でご議論いただきたいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 個別の生徒たちの情報の一元化はされるのでしょうか。つまり、環境は多様になってきており、児童・生徒に関わるとき、学校現場の教員が関われるレベルと臨床的な対応が必要な場合とがあります。そうしたとき、現場の教員レベルで対応できる

場合は教員でよいのですが、臨床的な対応が必要な場合は医療との連携が必要です。その情報の紐づけと言いますか、LMS、ラーニングマネジメントシステムを駆使すればスピーディーな対応が可能になります。緊急の場合などは、情報の的確さとスピードがポイントになることは自明ですので、令和の日本型学校教育で示されているようなICTやエドテックを駆使して学校生活を見える化する仕組みづくりが不可欠でしょう。本市だからこそできる先端的な取組を進めてほしいと思います。

【近藤学校環境整備担当部長】 まずは、中学校のルール作りに入ってまいります、個別の学校を統合することになりましたら、今、平井委員からいただいたご意見も踏まえながら、そういう細かなところについても学校同士で共有して、どういうシステムを作っていくのか、といったところも学校同士の連携の中で話をしていただけるよう、私どももお願いしていききたいと思います。

【平井委員】 少子化が進んでいますし、その他、諸々の要因があって府の公立高校も4割近くが定員が充足していません。今後の人口動態とか条例とかの関連を踏まえながら検討してほしいと思います。

【近藤学校環境整備担当部長】 小学校の統合の事例で申しあげますと、「置き勉ロッカー」という形で、必要な教具を毎日持って帰らなくてすむよう、ロッカーを整備しています。中学校ではさらに通学範囲が広がっていきますので、私たちは中学校の通学範囲を3kmとしておりますが、審議会のワーキングの中でも、「3kmといっても都会の子どもにとっては遠いよね」というお話が出ておりました。小学校では、2km以内ということで統合を進めておりますが、保護者からも遠いというご意見をいただいているところで、中学校ではさらに遠くなりますので、「置き勉ロッカー」だけでなく、どういう対応ができるかということ、今後検討していきたいと考えています。

【赤木委員】 荷物が少なくなっても歩く距離は変わらないので、自転車とかマイクロバスとか、運転手がいないので難しいかもしれませんが、高校生は自転車に乗っていますが、中学校では、自転車は決まりでだめなのでしょうか。

【近藤学校環境整備担当部長】 はい。今のところ。

【赤木委員】 そうなると、徒歩では、2kmで30分、3kmとなるとどうなるのでしょうか。

【近藤学校環境整備担当部長】 40分以上になります。

【赤木委員】 都市圏では想像できないですね。ちょっとそれは考えていただきました

いなと思います。

【多田教育長】 公共交通機関の利用はどうでしょうか。

【近藤学校環境整備担当部長】 基準としましては、中学校の場合、3 kmを超えた場合、無料乗車証を交付して公共交通機関を利用していただけることになっておりますので、それも目安に、今回3 km程度の範囲内ということで、ワーキングでも、審議会でもご検討いただきました。ただ、中学校の意見書をいただく際に、小学校と異なる観点として、通学区域が非常に広がるということがございますので、通常、小学校では、通学区域を分けて、それぞれ近くの中学校と統合するということも考えていく必要がありますよね」というご意見をいただいております。

【赤木委員】 もう1点は、小学校のところでも、住民理解に時間を要するということがあって、一方で、集団で行う部活動とかができなくなるということで、統合に向けてまず部活動だけ一緒にするとか、ステップを踏んでやっていくというのが大切なのではないかと。道路一つ挟んで商業地域であるとか住宅事情が変わる、外国人が多い地域とそうでない地域とか、本当に道路一つで変わりますので、お互いに理解を深めるのは時間がかかるのは理解できますので、部活動とかイベントを一緒にするとか丁寧に進めていただければと思います。

【森末委員】 1学級の下限の目安が20人ということですが、国の基準はどのくらいが原則なのでしょうか。わからなければ結構ですが。

【近藤学校環境整備担当部長】 複式学級になる人数の基準はありますが、最低何人という規定の認識はありません。

【森末委員】 原則このぐらゐの人数という数字は全くなかったのでしょうか。

【近藤学校環境整備担当部長】 私どもも35人学級における、「35人」を意識しております。

【森末委員】 標準としては35ということですよ。もちろん過疎地に行ったら2人、3人ということもあるので、原則からはずれることもあるというのはそれでいいのですが、今回20人程度という整理をされたのは、20人で学級を組んで、1学年複数で見ようという、そういう趣旨でしょうか。

【近藤学校環境整備担当部長】 1クラス20人に関しては、学年に1学級しかなく、そのうえ20人を下回るという場合、「適正配置を進めるにあたり、教育効果面の課題が大き

いと認められる中学校から検討を行っていく」際の目安の一つになっております。まずは複式学級を有する学校、次に生徒数が60人を下回る、1クラス20人以下の学級がある学校については、急いで取組を進めることとし、その目安として20人という数字を導き出している状況です。

【大竹委員】 前回人数を考えてみてほしいと言ったのは、最低限の人数について、何人がいいのかという思いがあって、なぜ20人なのかということで、16年の答申から見ると変わっていないということになっているのですが、確かにいろいろなコミュニケーションとか調査研究ということでは、ある程度班分けができないということがあるのでしょうか、専任で授業を熱心にやるには15人ぐらいにした方がもっといいということになれば、30人の単学級を2で割って15人2学級にするという考えもあると思います。下限の20人はそういう意味では少し問題があると思いますので、もう一度今回の答申にあたってはそこを議論してくださいということで、前回のときに意見を申しあげて、それが今回もそういうことなんですということであれば、それはそういうことで結構なのですが、なかなか下限の人数というのは一概にこうだからこうというのはなくて、経験則に基づくということがありますので、常に今後下限の人数になっているところが、何が問題になっているのか見ていただければありがたいと思います。15人くらいでやっているところで問題がなければ、将来2学級に割るということもあると思いますので、そういうところは引き続き調査をしてもらえればありがたいと思います。

【森末委員】 あえて言わなかったのですが、やはりお金の問題があるのでしょうか。多少は影響しているのでしょうか。10人に1人の先生、2人の先生ということになると予算の問題があるのだと思います。それとのバランスでどこまでならいいか、プラス教育効果云々ということで、ガラガラポンでこういうことだと思っています。そういうことならそれで財源がある話なのでいいとは思いますが、そういうことが説明に出ていなかったなと思います。

【平井委員】 ICTを活用した個別最適化はどれくらい浸透しているのでしょうか。クラス数が少なくなり、人数も減ってくるとなると、オンラインを使って個別最適な学びを導入し、授業の質を担保、教師がファシリテートしていく学習習慣が求められると思います。浸透していますでしょうか。

【近藤学校環境整備担当部長】 適正配置対象の学校において、そこまで進んでいるかは把握しておりませんが、審議会でも、オンライン授業が進んでおり、そういうことも

活用しながら集団が確保できるということも、これからは考えていく必要があるとのご意見がありました。

【平井委員】 現場の教員は、今後、教科書の内容を教えるだけでなく、勉強のやり方を教えることが必須です。児童・生徒が自己調整して、個別最適な学びに習熟するには日常の進捗状況をチェックしながらコーチングしていくことが重要ですが、なかなかそれができないのが現実であり、先生方も苦勞するところです。コロナ禍では環境づくりはかなり進んだと思いますので、教育委員会事務局が主体となった教学マネジメントによって個別最適化学習を確立するメソッドづくりに取り組んではいかがでしょうか。また、海外ルーツの児童・生徒が増えると、通学距離も話題に出るような気がします。認識しているイメージが違うので多文化共生の意味でも想定しておいてもよいのではないのでしょうか。

【多田教育長】 今後の進め方としましては、区担当教育次長会議と連携してということで、ルール化なりが進んでまいりましたら、教育委員会会議で報告しながら進めたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

議案第40号「令和6年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用者の決定について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本選考テストについては、昨年10月17日の本教育委員会会議で合計686人の合格についてご承認いただき、10月20日に公表した。その後事務手続きを進めるなかで、42人から採用辞退の申し出があり、644人を本市教員として採用したい。参考として、辞退者のおよそ6割である27人が「他都市等で教員としての勤務」を理由とし、介護、育児等「一身上の都合」の方が6人、「民間企業への就職」の方が3人となっている。

次に、昨年11月21日の本教育委員会会議で、報告第37号「保育士からの転任選考の実施について」として、ご説明申しあげた幼稚園教諭転任選考の結果について、ご報告申しあげる。幼稚園教諭転任選考については、こども青少局在籍の現職保育士から募集を行い、結果、受験者数20人、うち合格者6人、次点候補者2人、不合格者12人となっている。なお、次点候補者の2人については、令和6年3月31日までに、合格者より辞退者が出た場合に繰り上げて合格とし、採用となる。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 採用候補者名簿の名簿登載期間を延長するというのはどういう意味で

しょうか。

【中野下教職員人事担当課長】 採用試験に合格した方が、教職大学院に進学する場合、大阪市内で働くのは2年後になりますので、採用候補者名簿の登載期間を2年延長し、合格の権利を持たせ、2年後に採用という形をとっております。

【大竹委員】 2年間は合格が有効だということですか。

【中野下教職員人事担当課長】 教職大学院に進学される方は2年後に採用する形で名簿登載しています。

【赤木委員】 辞退者を見込んで採用しているとのことでしたが、今後も辞退を見込んでいかないといけないのでしょうか。

【中野下教職員人事担当課長】 今年度の辞退率が6パーセント、過去5年平均でも6パーセントであることを踏まえてある程度の辞退者を見込んで採用者数を決定していきたいと考えています。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第41号「職員の人事について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、学校教職員に対して「懲戒処分」を行うものである。被処分者は中学校の部活動指導員及び主務教諭で、処分内容は、当該指導員に対し懲戒処分として停職1月、当該教諭に対し懲戒処分として減給2月とする。

事案の概要について、本件事案1として、当該指導員は、令和4年12月中旬から令和5年3月までの間、出勤していない日に出勤簿に押印して不正に報酬及び交通費を受給した。本件事案2として、当該教諭は、当該指導員が出勤していない日も出勤簿に押印していることを隠蔽するため、虚偽の報告を行った。本件事案3として、令和5年9月、当該教諭は、管理職の指示に反して保護者説明会の音声を録音し、私見を含めた「議事概要」なる書面を同校のパソコンで作成し、同校教職員へ送信するとともに、保護者へ配布した。本件事案4として、令和5年5月頃、当該教諭は、部活動を休んだ関係部員のことを「態度も体形もでかいのは、今日も休みです」等とほかの部員の前で発言し、精神的苦痛を与えた。

校長の管理監督責任については、本件事案1で、当該指導員が出勤簿のまとめ付けがで

きる環境であったことなど、当該校長による部活動指導員の勤怠管理が十分ではなかったこと、本件事案３で、９月５日の当該校長から吹奏楽部員への謝罪に関するデータを管理職以外の同校教職員に対し送信したことについて、当該教諭に対する指導を怠ったことから、当該校長における管理監督責任が認められる。しかしながら、両事案における過失の程度は軽微であることから、当該校長の管理監督責任としては、行政措置として「口頭注意」が相当と考える。

質疑の概要は次のとおりである。

【赤木委員】 この部活動指導員について、前任校でも吹奏楽の指導で成果を上げており、この学校でも成果を上げているとのことですが、教育機関に従事する者として絶対にダメだと思います。この方の任期があると思うのですが、そこで雇用しないということはどうなのでしょうか。それと、複合的に本来は部活動指導員を管理する立場にある主務教諭にも大きな問題があり、責任は校長先生にあるのかもしれませんが、そういうところが曖昧になって、問題を起こしたということなのですが、部活動指導員に対して誰が管理する責任があるのか明確にすることが再発防止には必要だと思います。いくら成果を上げてもこういう人が指導し続けるのは教育機関として問題があると思いますので、任期が来たらやめさせることはできないのでしょうか。

【中野教職員服務・監察担当課長】 この職員は会計年度任用職員なので、令和３年度からの採用で丸３年を経過しますので、一旦雇用は切れます。申し込むことはできるのですが、それを実際に採用するかどうかは本市の裁量がございます。ご指摘いただいておりますように成果は上げていますが、不適正受給という犯罪行為になりうる行為を行っておりますので、厳しい態度を貫きたいと考えています。主務教諭の責任ということにつきまして、部活動指導員制度のもとで、顧問と指導員の関係は最終的な出勤簿の管理責任者は校長ですが、実際には顧問と指導員が一緒に行動していることが多いので、普段の未然防止の観点から主務教諭もその一翼を担っていると考えています。この件は、通常であれば職員室に簿冊がありますので、一回一回簿冊に押印するという当たり前のことが徹底できていなかったところで、管理職の管理監督責任は認定しています。ただ、なかなか巧妙にしているということもありましたので、過失としては軽く、結果、校長の責任としては口頭注意とさせていただいたところです。主務教諭の関わりとしましては、この事案の関わりで評価しております。

【赤木委員】 成果を挙げようと思うと時間をかけないといけないと思うのですが、その辺りはどうなっているのでしょうか。吹奏楽は体育会系的なところがあって、全国大会に出ようと思うと厳しい指導をしないとイケなくて、厳しすぎるという苦情が出るならわかるのですが、あまり指導していないのに成果が上がるというのはどういうことでしょうか。

【上原教務部長】 部活動指導員もこの者だけでなく、他の部活動指導員も入ってありましたし、顧問も基本的には指導しますので、複合的な要素があります。ただ、この指導員の出勤簿としてはほぼ上限の勤務として押印しておりましたが、出勤の実態としては週1、2回ということがございましたので、そういったことから影響はさほど大きくなかったと推測しております。

【平井委員】 クラブ内の問題は要注意事項です。学校を辞める、転校する、顧問を訴えるというような事例もあります。部活動指導員や教員が抱えてしまっているケースもあります。校内の制度設計を見直して、先生方がひとりで抱えない仕組みづくりが最重要だと思います。

【上原教務部長】 こういった部活動の顧問の運用について、指導部が所管しておりますので、委員のご意見をお伝えして何らかの改善ができないか考えていきます。

【平井委員】 地域移行の事例研究も必要でしょう。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第42号「職員の人事について」及び議案第43号「職員の人事について」を一括して上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

いずれも令和6年3月31日付け並びに4月1日付けで行うこととしている校園長等の人事異動である。

まず、議案第42号は、事務局等へ異動となる者である。議案第43号は、学校園への異動、あるいは退職となる者である。令和6年4月開校の中之島小中一貫校、心和中学校等、また個々の学校現場における課題に対応するため、新たに副校長2ポストの新設を踏まえている。本件についてご承認いただけたら、退職は3月31日付け、その他は4月1日付けでそれぞれ発令いたしたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 暫定再任用というのはどのような制度でしょうか。

【中野下教職員人事担当課長】 今年の定年は61歳までであり、以前は60歳で定年になっていたのですが、65歳までいわゆる再任用の期間となっております。その期間を暫定再任用とする制度でございます。

【赤木委員】 校園長等の人事異動に関して、女性の活用とかそういう視点はないのでしょうか。ジェンダーに対するポジティブアクションの視点等は考慮されていないのでしょうか。

【中野下教職員人事担当課長】 本市でも校長は女性が20パーセント、教頭は25パーセントを目標にしており、本市ではそういった目標を掲げて取り組んでいるところでございます。

【赤木委員】 目標に向けて人事異動を行う際に何らかの配慮はされているのでしょうか。

【中野下教職員人事担当課長】 採用にあたってとか人事異動にあたっては、ワークライフバランス支援員の配置など、子育てしやすい教育環境づくりに努めているところでございます。

【赤木委員】 目標値は達成しているのでしょうか。

【中野下教職員人事担当課長】 達成はしておりません。

【赤木委員】 達成していないならその対策を考えた方がよいのではないのでしょうか。

【中野下教職員人事担当課長】 そうですね。

採決の結果、委員全員異議なく、いずれも原案どおり可決。

議案第44号「大阪市教育局事務局事務分掌規則の一部を改正する規則案」及び議案第45号「学校以外の教育機関に関する規則の一部を改正する規則案」を一括して上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

規則の一部改正案の説明に先立って、令和6年4月1日付け組織体制変更の概要について、説明する。

まず1点目の「総合教育センターの設置に伴う体制の充実」であるが、総合教育センタ

一を新たに設置することに伴い、教育政策課から大学連携企画部門、学力向上支援部門、ICT推進部門の一部を、また学校運営支援センターからGIGAスクール部門を総合教育センターに移管するものである。また、教育データを基盤とした調査分析を推進するとともに、有益な知見を発見・普及する教育シンクタンク機能の確立を図るため、専門的な知識を有する外部人材を任期付職員の担当係長として新たに2名を任用することとし、あわせて、教育施策を総合的に判断して分析すべく、新たに指導主事を1名配置する。

2点目の「教育DX推進のための体制の整備」であるが、標準準拠システムへの移行業務を効率的に執行すべく、教育行政システムの企画部門を教育政策課に集約することとし、学校運営支援センターから当該業務を担う担当係長3名を移管する。あわせて、教育政策課のICT推進担当課長については教育DX推進担当課長と名称変更し、また、学校運営支援センター教育ICT担当課長代理を移管し、教育DX推進担当課長代理として名称を変更して設置し、教育DXのさらなる推進を図る。

3点目の「小学校への空調機整備にかかる体制の強化」であるが、災害時に避難所となる小学校の体育館への空調機整備を進めるべく、施設整備課設備管理担当課長代理1名及び技術職員の担当係長1名を新設する。

4点目の「学校事務指導体制の強化」であるが、学校における適切な財務事務の遂行に向け、財務手続きの点検確認を行い、監察状況を踏まえた管理職への改善指導等を行うべく、学校運営支援センター事務指導担当課長代理1名と、担当係長1名を、学校事務職員を充てて新設する。これを踏まえて、規則の改正を行う。

大阪市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について、改正理由としては先ほど説明した、令和6年4月1日付けの課長級以上のポスト設置及び廃止に伴うものである。施行期日は、令和6年4月1日である。

次に、学校以外の教育機関に関する規則の一部改正について、改正理由としては先ほど説明した、総合教育センターを新たに設置することに伴う、名称変更、課長級以上のポスト設置、事務分掌の変更に伴うものである。施行期日は令和6年4月1日である。

採決の結果、委員全員異議なく、いずれも原案どおり可決。

議案第46号「職員の人事について」及び議案第47号「職員の人事について」を一括して上程。

藤巻教育次長からの説明要旨は次のとおりである。

3月31日付けの職員の人事異動について説明する。職員の勤務延長についてであるが、医務監兼教務部医務主幹の栗原敏修については、令和6年3月31日に定年を迎えるが、産業医資格を有する医師の適任者が見つからず候補者の推薦に至らないことから、職員の定年等に関する条例第4条第1項第1号に該当するものとして、令和6年度の1年間勤務を延長する。

管理監督職勤務上限年齢制の特例についてであるが、指導部長の大西啓嗣について、職員の定年等に関する条例第8条第3項の規定による定年の引き上げに伴う特例として、令和6年度も引き続き指導部長として任用する。

総務部長の川本祥生については、健康局理事に昇任のうえ転出するが、3月31日付けで退職し、翌日付けで大阪市健康安全基盤研究所に割愛派遣する。

次に4月1日付けの職員の人事異動について説明する。

部長級であるが、総務部長には、学校力支援担当部長兼第2教育ブロック担当部長の松田淳至を充てる。その後任には、東住吉区役所総務課長の杉本和由を昇任のうえ充てる。学校環境整備担当部長兼生野区役所こども未来担当部長の近藤律子については、生野区の兼務を免ずる。生涯学習部長の飯田明子については退職し、後任に市立中央図書館長の西徹を充てる。その後任には、此花区副区長の益成誠を充てる。再任用職員であった教育センター所長の水口裕輝の後任として、第3教育ブロック担当部長の富山富士子を充て、補職名は、「教育センター所長」から「総合教育センター所長」と変更する。富山の後任に、学校教育推進担当部長兼第4ブロック担当部長の中道篤史を充て、その後任には、指導部首席指導主事の花浩文を昇任のうえ充てる。学校運営支援センター所長の江野一については、契約管財局に転任となり、その後任に、総務課長の村川智和を昇任のうえ充てる。教務部教職員人事担当課長の中野下豪紀については、西区副区長に昇任のうえ転出する。

課長級の主な異動についてであるが、総務課長には、教務部教職員給与・厚生担当課長の橋本洋祐を充てることとし、教務部教職員人事担当課長には、指導部保健体育担当課長の上田慎一を充てる。

質疑の概要は次のとおりである。

【多田教育長】 大西指導部長の特例任用の発令は一年間ですか。

【下永総務課担当係長】 そのとおりです。

採決の結果、委員全員異議なく、いずれも原案どおり可決。

(5) 多田教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
